首都圏版

編集協力　内閣府政府広報室

にっぽんNOW

平成15年（2003年）8月18日（月）　第1526号

紙面あんない

高齢者と税　2面
ウイルス肝炎の検診はもう済みましたか？

行こう！日本科学未来館へ　3面
●ふるさとの味

ソフトコンタクトレンズは　4面
毎日のケアをしっかり、正しく使用を
●「読者から」もし裁判員に選ばれた場合は？

住基ネット さらに便利に

8月25日から第二次サービスを開始

八月二十五日から、住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）の第二次サービスが始まります。これにより、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化が実現するほか、希望者には本人確認に利用できる住民基本台帳カードが交付されます。

市区町村の住民台帳をネットワーク化

住基ネットは、市区町村の住民基本台帳を専用回線で結び、住民サービスの向上、行政の効率化を図るシステムです。

住基ネットに保存された氏名、住所、性別、生年月日の四情報と住民票コード及びこれらの変更情報によって、全国共通の本人確認ができます。

住基ネットは昨年八月五日に運用開始（第一次稼動）され、パスポートの申請や建設業の技術検定の受検申請などの行政手続に際して、住民票の写しの提出が不要になりました。また、共済年金などを受給するために毎年提出する現況届が原則、廃止されました。

全国どこでも住民票の写しが取れる

引越の手続で窓口へ行くのは転入時の一回

八月二十五日から次のような第二次サービスが始まります。

▼住民票の写しの広域交付

住民基本台帳カード（別項参照）または運転免許証等を提示すれば、全国どこの市区町村でも、自分や世帯員の住民票の写し（戸籍の表示は省略されます）を取ることができるようになります。

▼転入転出手続の簡素化

住民基本台帳カードを持っている人は、転出届を郵送で行い（これまでは市区町村の窓口で転出証明書の交付を受ける必要があります。）、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことができます。ただし、転出届以外の手続が必要な場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

電子政府・電子自治体を支える住基ネット

パスポートの申請や納税申告など、ほぼ全ての行政手続が、原則として二十四時間、自宅などからインターネットによってできるようにする電子政府・電子自治体の整備が進められており、なりすましや情報の改ざんを防止する公的個人認証サービスの準備を行っています。

この公的個人認証サービスは、住基ネットから住民の異動があった旨の情報を提供することにより、実現します。

このように、住基ネットは電子政府・電子自治体を支える役割を果たします。

個人情報保護に十分な対策

住基ネットでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。そのため、都道府県等が保有する情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードなど）や利用目的を法律で限定したり、外部からの侵入と内部の不正使用を防止する措置を取るなど、制度面、技術面及び運営面で十分な対策を行っています。

◎問い合わせ先＝住基ネットについては、市区町村の担当窓口にお問い合わせください。また、総務省・住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会のホームページをご覧ください。

●http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/

希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。

住民基本台帳カードが登場

八月二十五日以降は、希望すれば、お住まいの市区町村から住民基本台帳カードが交付されます（市区町村の定める手数料がかかります）。このカードには、個人情報を守るために、高度のセキュリティ機能を備えたICカードが採用されています。

住民基本台帳カードがあると、カード内部に記録された住民票コードによって、本人であることが確実・迅速に確認されるので、住基ネットによる様々なサービスを迅速に受けることができます。

また、公的個人認証サービス**（注）**に必要なデータを安全に保存できます。

さらに、市区町村が条例で定めた場合には、証明書の自動交付、公共施設の予約などのアクセスカードとしても利用できます。

写真付にすると、免許証などと同じように公的証明書としても活用できます。

（注）公的個人認証サービス＝インターネットで行政手続等を行う場合の、なりすましや第三者による情報の改ざんを防止するサービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度。今年度中に実施の予定。

発行所 株式会社　今週の日本　東京都千代田区平河町2-9-2（〒102-0093）電話03（3265）6031（代表）　郵便振替口座　00190-6-53304　今週の日本